

「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」について

平成24年5月25日
総合海洋政策本部決定

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai9/9gijisidai.html>

海洋再生可能エネルギー利用の重要性

- ・福島原発事故後の「エネルギー基本計画」見直しの動きの中で、再生可能エネルギー開発・利用の一層の加速が必要。
- ・日本周辺海域の再生可能エネルギーには陸上以上のポテンシャルがあり、それらを利用した発電技術の早期実用化が重要。



海洋再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給元の一つとして活用するとともに、持続可能な低炭素社会の構築の観点から、以下の施策について、政府一丸となって取組みや検討を進めていく。

(1) 実用化に向けた技術開発の加速のための施策

①「実証フィールド」の整備

- ・開発コストの低減、民間の参入意欲の向上、産業の国際競争力強化、関連産業集積による地域経済活性化を図るため、実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」を、順次、整備。
- ・H24年度中に候補地の公募条件を公表、H25年度に最初の選定。

②他の関連施策との有機的な連携

- ・技術開発支援の充実、実証フィールドの活用との有機的な連携。
- ・実証試験等の実施に当たり技術的な課題をクリアしているかを第3者が評価する仕組みについて検討。

(2) 実用化・事業化を促進するための施策

①海域利用における関係者との調整のあり方

- ・他の海域利用者との共存共栄を図り、地域毎に総合的な観点からの調整を行うため、地方公共団体の調整役としての役割が重要。
- ・地域協調型・漁業協調型の海洋再生可能エネルギー利用メニューの作成、公表。
- ・各種海洋情報の充実、海洋台帳の整備。
- ・既に管理者が明確な海域での、本来の目的や機能に支障のない範囲における先導的な取組み。

③海洋構造物や発電機器の安全性の確保

- ・海洋構造物等の安全性を担保する制度について検討。
- ・我が国の技術を背景とした国際標準化等の主導。

④適切な環境影響評価のあり方

- ・洋上風力発電事業の環境影響評価に関し、技術的手法を検討。
- ・風力以外の海洋再生可能エネルギーについても検討。

⑤普及・コスト低減への取組み

- ・効率的、計画的な海底送電ケーブルの敷設について検討。
- ・大型化する風車等を洋上で安全かつ効率的に設置・メンテナンスするためのインフラや作業船等の整備方策について検討。

②海域利用に係る法制度

- ・海域利用のルールを明確化するための法制度の整備。

「実証フィールド」の要件の公表及び公募について

平成25年3月12日
内閣官房総合海洋政策本部事務局

1. 実証フィールドの要件の概要

(1) 気象・海象条件、水深、海底地形等に関する事項

- ・気象・海象条件については、原則として実測により確認すること。
- ・急峻な海底地形でないこと。
- ・広範囲に岩盤状態でないこと。
- ・2平方キロメートル以上の広さの海域が利用可能であること。
- ・陸域側に、送電ケーブルを上陸させることが可能であること。サブステーション(変電所)が設置可能であること。

エネルギーの種類	気象・海象条件	水深の条件
浮体式洋上風力	高さ80mの風速で、月平均値で7m/s以上の月が年間3ヵ月以上	水深200m以浅
波力	有義波高で、月平均値で1.5m以上の月が年間3ヵ月以上	水深200m以浅
潮流	最大流速(大潮時)が1.5m/s以上	水深20m以深、200m以浅
海洋温度差	既存の海洋深層水取水設備の利用を前提とし、深層と表層の海水の温度差が、月平均値で20度(摂氏)以上の月が3ヵ月以上	—
海流	平均流速が1m/s以上	—

(2) 航行安全、環境や景観の保全等に対する適切な配慮の観点に関する事項、他の海域利用者等との調整に関する事項

- ・漁業者その他の海域利用者や地元の利害関係者等の了解が得られていること。
- ・船舶の航行に著しい支障を来す海域を除くこと及び必要な航行安全対策を関係者間で調整すること。
- ・自然保護地域等との重複や希少種の生息・生育等への影響が生じないこと。
- ・港湾区域、漁港区域等の場合は、それぞれ、港湾管理者、漁港管理者等の同意を得ること。

(3) 周辺のインフラ等に関する事項

- ・可能な限り、サブステーション(予定地)から近隣の電源系統に連系が可能であること。
- ・可能な限り、港湾や造船所など、発電デバイスを係留・保管できる場所が近くにあること。

(4) その他の事項

- ・10年間以上の海域占用が可能であること。
- ・当該海域を「実証フィールド」として整備した時に、利用者が複数見込まれる可能性があること。
- ・近傍に事業用フィールドの可能性があれば、追加的に検討し、追記してもよい。

2. 公募の方法

- ・第1次募集の締め切りは、平成26年2月末日とする。
- ・応募は、基本的には都道府県が行うこととし、都道府県以外の者が応募する場合は、都道府県の同意を得ること。

実証フィールドの要件と選定の方法について

平成25年3月12日
内閣官房総合海洋政策本部事務局

海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針(平成24年5月、総合海洋政策本部決定)に基づき、実証フィールドの場所選定を行うための具体的要件及び選定の方法については、次のとおりとする。

1. 実証フィールドの要件について

(1) 海洋再生可能エネルギーの種類に応じた気象・海象条件、水深、海底地形等に関する事項

- 気象・海象条件については、海洋再生可能エネルギーの種類に応じて、概ね、次のとおりとする。なお、この気象・海象条件については、特にピーク時(風力や波力の場合は冬季、潮流の場合は大潮時、海洋温度差の場合は夏季)においては、当該海域での実測データにより確認する。ただし、実測データの入手が困難であるとの合理的な理由がある場合は、公的機関等によるシミュレーションのデータや、その近傍での観測データを参考にしてもよい。

海洋再生可能エネルギーの種類	気象・海象条件
浮体式洋上風力	高さ80メートルでの風速で、月平均値で7m/s 以上の月が年間で3ヵ月以上
波力	有義波高で、月平均値が1.5m 以上の月が年間で3ヶ月以上
潮流	最大流速(大潮時)が1.5m/s 以上
海洋温度差	既存の海洋深層水取水設備の利用を前提とし、深層と表層の海水の温度差が、月平均値で20度(摂氏)以上の月が年間で3ヶ月以上
海流	平均流速が1m/s 以上

- 水深については、海洋再生可能エネルギーの種類に応じて、概ね、次のとおりとする。(海洋温度差及び海流を除く。)

海洋再生可能エネルギーの種類	水深の条件
浮体式洋上風力	水深200メートル以浅であること。
波力	水深200メートル以浅であること。
潮流	水深20メートル以深、200メートル以浅であること。

- 海底地形については、急峻な地形でないこと。発電デバイスの基礎部分の設置や係留に際し、特段の支障が無いこと。(海洋温度差を除く。)

- 海底土質については、基本的には砂泥・砂礫が望ましく、広範囲にわたって岩盤状態ではないこと。(海洋温度差を除く。)
- 海域の広さについては、最低でも2平方キロメートル程度以上の海域が利用可能であること。将来的な拡張性を考慮する場合には、5～10平方キロメートル程度あることが望ましい。(海洋温度差を除く。)
- 陸域側の条件として、実証フィールドに設置する送電ケーブルを上陸させることができること(海洋温度差を除く。)。サブステーション(変電所)等を設置する適当な広さの場所が確保できること。

(2) 航行安全、環境や景観の保全等に対する適正な配慮の観点に関する事項及び他の海域利用者等との調整に関する事項(別紙「実証フィールド選定要件に関する各種規制・行政手続き等」も参照のこと)

- 漁業者その他の海域利用者や地元の利害関係者等とは、実証フィールドの整備について了解が得られていること。(応募時点においてこれら関係者との調整が終了していることを原則とするが、調整が終了していない場合であっても、了解の見込みが高い場合にあっては、調整状況を具体的に附すこと。)
- 船舶の航行上、著しい支障を生じさせる可能性の高い海域を除くこと。また、船舶交通の実態等を踏まえ、海域の設定に際しては、あらかじめ船舶交通の安全に支障を生じさせないために講すべき航行安全対策が関係者間で調整されていること。
- 自然保護に係る各種関係法令に基づく保護地域及び環境省の選定した重要湿地等の自然環境保全上重要な地域と重複しないこと。また、希少種の生息・生育及びその生息・生育環境に影響が生じないこと。
- 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域または低潮線保全区域の場合は、それぞれ港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者または国土交通大臣の同意が得られていること。

(3) 実証フィールドの活動をサポートする周辺のインフラや海洋産業の存在等に関する事項

- 可能な限り、サブステーションから近隣の電源系統に連系が可能であること。
- 可能な限り、港湾や造船所など、発電デバイスを一時的に係留・保管できる場所が近くに所在していること。

(4) その他の事項

- 10年間以上の海域占用が可能であること。
- 当該海域を実証フィールドとして整備した時に、利用者が複数見込まれる可能性があること。
- 海洋再生可能エネルギー関連産業の集積による地域経済への効果を高める等の観点から、当該海域の近傍に、将来的に事業用フィールドとしての海域の確保の可能性があれば、それについても追加的に検討し、応募の際に追記してもよい。追記された情報については、今後の海洋再生可能エネルギーによる発電事業の候補地として、実証フィールドの選定結果の公表の際に、併せて公表することとする。

＜参考：事業用フィールドとして期待される要件＞

海洋再生可能エネルギーの種類	気象・海象条件
洋上風力	高さ80メートルでの風速で、年平均値で8m/s 以上
波力	有義波高で、年平均値が2m 以上
潮流	最大流速(大潮時)が2m/s 以上
海洋温度差	深層と表層の海水の温度差が、年平均値で20度(摂氏)以上

(気象・海象条件以外については、上記(2)(3)含め、実証フィールドの要件に準ずる。)

2. 選定の方法について

(1) 募集の方法

- 第1次の募集の締め切り日は、平成26年2月末日とする。なお、第2次以降の募集については、第1次の選定結果を踏まえて検討することとする。
- 応募は、基本的には都道府県が行うこととし、都道府県以外の者が応募する場合は、都道府県の同意を得るものとする。
- 提出先は、内閣官房総合海洋政策本部事務局とする。

(2) 選定について

- 選定は、総合海洋政策本部幹事会の下に設置されている「海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議」及び「海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会」にて行うこととする。
- 必要に応じて、選定関係者による現地視察を行う、または追加情報の提出を求めることがある。

(3) 補足事項

- 要件を満たせば、1つの海域で複数のエネルギーを対象とした実証フィールドとして選定することもあり得る。逆に、適切な候補地が無い場合には、選定しないこともあり得る。

実証フィールド選定要件に関する各種規制・行政手続き等

1. 事前に確認が必要な行政手続き

項目名	許可申請・届出先、法律上の許可権者等	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
保護水面区域内における工事に係る許可	農林水産大臣または都道府県知事	保護水面の区域内において、埋立て若しくは浚渫の工事等をしようとする者は、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。	水産資源保護法第14条、第15条、第18条等	全国沿岸水域	海域の特性から、本水面での施設設置については慎重な対応が必要。	水産庁 各都道府県
沿岸水産資源開発区域における海底の形質の変更等の行為に係る届出	都道府県知事	都道府県は、一定の沿岸海域を沿岸水産資源開発区域として指定することができる。その開発区域において海底の形質の変更等の行為をしようとする者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。また、都道府県知事は必要な勧告をすることができる。	海洋水産資源開発促進法第5条、第7条、第9条等	全国沿岸水域	海域の特性から、本水面での施設設置については慎重な対応が必要。	各都道府県
指定海域における海底の掘削、工作物の設置その他の行為に係る届出	都道府県知事	政令で指定される「指定海域」において海底の掘削、工作物の設置その他の行為で政令で定めるものをしようとする者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。また、都道府県知事は必要な勧告をすることができる。	海洋水産資源開発促進法第12条	全国沿岸水域	海域の特性から、本水面での施設設置については慎重な対応が必要。	各都道府県
漁港区域内における工作物の建設等に係る許可	漁港管理者	漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。	漁港漁場整備法第39条第1項 同法施行規則第12条	全国漁港区域	占用等申請者は漁港管理者(地方公共団体)の許可が必要。	漁港管理者
漁港区域内の漁港管理者が指定した区域内の行為制限	漁港管理者	漁港区域内の漁港管理者が指定した区域内において、何人も漁港施設の損傷、漁港管理者が指定した物件の放置等をしてはならない。	漁港漁場整備法第39条第5項	全国漁港区域	漁港管理者が指定した物件以外の係留等については漁港管理者への利用の届け出及び善良な管理が必要。	漁港管理者
補助金等により整備された漁港施設の処分に係る承認	農林水産大臣	補助金等により整備された泊地、航路等の漁港施設を処分しようとするときは農林水産大臣の承認を受けなければならない。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	全国漁港区域		漁港管理者
低潮線保全区域内の改定の掘削等の許可	国土交通大臣	低潮線保全区域内において、海底の掘削又は切土、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築等を行う場合、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第5条	低潮線保全区域の位置を電子国土ポータルで閲覧する方法: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/teichousen/hozenkuiki.html		各地方整備局
海岸保全区域の占用に係る許可	海岸管理者	海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸法第7条 同施行規則第3条	海岸保全区域については、海岸管理者が海岸保全区域台帳を調製し、これを保管。		各海岸管理者
海岸保全区域における行為の制限に係る許可(1)	海岸管理者	海岸保全区域内において、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において他の施設等を新設し、又は改築、並びに土地の掘削、盛土、切土等をしようとする場合、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸法第8条 同施行令第2条、第3条 同施行規則第4条、第4条の2	海岸保全区域については、海岸管理者が海岸保全区域台帳を調製し、これを保管。		各海岸管理者
海岸保全区域における行為の制限に係る許可(2)	海岸管理者	何人も海岸保全区域内において、海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物を損傷し、又は汚損してはならない。 また、公共海岸の内、海岸管理者が指定した区域において、油等により海岸を汚損すること並びに自動車、船舶等を入れ又は放置すること等をしてはならない。	海岸法第8条の2 同施行令第3条の2 同施行規則第4条の3、第4条の4及び第4条の5	海岸保全区域については、海岸管理者が海岸保全区域台帳を調製し、これを保管。 また、公共海岸の内、海岸管理者が指定した区域は、指定を行った際の官報、公報又は新聞紙に掲載。		各海岸管理者

実証フィールド選定要件に関する各種規制・行政手続き等

1. 事前に確認が必要な行政手続き

項目名	許可申請・届出先、法律上の許可権者等	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
一般公共海岸区域の占用にかかる許可	海岸管理者	海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて一般公共海岸区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならぬ。	海岸法第37条の4 同施行規則第11条の規定で準用する第3条	一般公共海岸区域については、海岸管理者が一般公共海岸区域台帳を調製し、これを保管。		各海岸管理者
一般公共海岸区域における行為の制限にかかる許可(1)	海岸管理者	一般公共海岸区域内において、土石の採取、水面において施設又は工作物を新設し、又は改築、並びに土地の掘削、盛土、切土等をしようとする場合、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸法第37条の5 同施行令第12条の2、第12条の3 同施行規則第11条の規定で準用する第4条、第4条の2	一般公共海岸区域については、海岸管理者が一般公共海岸区域台帳を調製し、これを保管。		各海岸管理者
一般公共海岸区域における行為の制限にかかる許可(2)	海岸管理者	何人も一般公共海岸区域内において、海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損してはならない。 また、公共海岸の内、海岸管理者が指定した区域において、油等により海岸を汚損すること並びに自動車、船舶等を入れ又は放置すること等をしてはならない。	海岸法第37条の6 同施行令第12条の4 同施行規則第11条の規定で準用する第4条の3、第4条の4及び第4条の5	一般公共海岸区域については、海岸管理者が一般公共海岸区域台帳を調製し、これを保管。 また、公共海岸の内、海岸管理者が指定した区域は、指定を行った際の官報、公報又は新聞紙に掲載。		各海岸管理者
港湾法に基づく占用許可	港湾管理者	港湾区域内の水域又は公共空地の占用をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。	港湾法第37条	港湾区域は港湾管理者が告示でその範囲を公表。		各港湾管理者
海岸法に基づく占用許可	港湾管理者	海岸保全区域内において施設又は工作物を設けて当該区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸法第7条	海岸保全区域については、海岸管理者が海岸保全区域台帳を調製し、これを保管。		各港湾管理者
各港湾管理者が定める条例に基づく行政財産の使用許可	港湾管理者	防波堤等の行政財産に送電ケーブル等を敷設する際には施設管理者である港湾管理者の許可を受けなければならない。	各港湾管理者が定める条例 (港湾法第54条、国有財産法第18条)	-		各港湾管理者
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく海洋施設の設置の届出	海上保安庁長官	海洋施設を設置しようとする者は、事前に、海上保安庁長官に届出を行う必要がある。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3 同法施行規則第12条の16の3及び第12条の17	-	「海洋施設」とは、海域に設けられる工作物であって、人を収容することができるもの又は物の処理、輸送若しくは保管の用に供されるものと定義されており、また、固定施設として移動性を有しないものに限られると解釈されている。(例: 浮体式風力発電施設は船舶と位置付けられ、海洋施設にはあたらない。)	各海上保安部
海上交通安全法に基づく航路及びその周辺の海域における工事等の許可	海上保安庁長官	航路及びその周辺の海域において工事等をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。	海上交通安全法第30条第1項 同法施行規則第25条	航路及びその周辺の海域について、航路とは海上交通安全法施行令第3条に定める海域を指し、その周辺の海域とは同法施行令第7条に定める海域を指す(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等)。	許可申請にあたっては、施行規則に定める事項を記載した申請書等を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出すること。	各海上保安部
海上交通安全法に基づく航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等の届出	海上保安庁長官	航路及びその周辺の海域以外の海域において工事等をしようとする者は、あらかじめ海上保安庁長官に届け出なければならない。	海上交通安全法第31条第1項 同法施行規則第27条	本項目における海域は、海上交通安全法施行令第1条に定める同法の法適用海域内の海域(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等)であつて、同法施行令第3条、第7条に定める海域を除いた海域を指す。	届出にあたっては、施行規則に定める事項を記載した届出書等を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部等の長を経由して管区海上保安本部長に提出すること。	各海上保安部

実証フィールド選定要件に関連する各種規制・行政手続き等

1. 事前に確認が必要な行政手続き

項目名	許可申請・届出先、法律上の許可権者等	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
港則法に基づく工事・作業許可	港長	港則法を適用する海域又はその境界附近において、工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならぬ。	港則法第31条 第37条の5(第31条第1項準用) 同法施行規則第16条	港則法を適用する海域については、港則法施行令別表第一のとおり(港則法適用港500港)。	許可申請にあたっては、施行規則に定める事項を記載した申請書を管轄する海上保安部(港長)に提出すること。	各海上保安部
航路標識法に基づく航路標識の設置・管理許可	海上保安庁長官	関連施設を標示するため、航路標識を設置し、又は管理しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。	航路標識法第2条ただし書 同法施行規則第1条及び第3条	-	・航路標識とは、航路標識法第1条第2項に定める、灯台、灯標等の航行船舶の指標とするための施設を指す。 ・許可申請にあたっては、管轄する海上保安部に理由書や当該航路標識の機器の構成を示した図面など航路標識法施行規則で定める書類を添付して申請する。	各海上保安部
港湾工事を実施する場合の届出	海上保安庁長官	港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。	水路業務法第19条第1項	-	水路通報等の発出に使用する。	各管区海上保安本部海洋情報部
海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可	海上保安庁長官	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施する場合には、海上保安庁の許可を受けなければならない。	水路業務法第6条	-	公費が使用される測量に限る。	本庁海洋情報部及び各管区海上保安本部海洋情報部
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく許可	環境大臣または都道府県知事	鳥獣保護区特別保護地区内において、建築物その他工作物の新築及び増改築、水面の埋め立て又は干拓等を行う場合は、国指定鳥獣保護区にあっては環境大臣の、都道府県鳥獣保護区にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項	国指定鳥獣保護区特別保護地区については、環境大臣が告示で区域を公表。都道府県指定鳥獣保護区特別保護地区については、各都道府県知事が告示で区域を公表。	許可権限については、国指定鳥獣保護区の場合、各地方環境事務所長となっている。	(国指定鳥獣保護区) 各地方環境事務所 (都道府県鳥獣保護区) 各都道府県
自然環境保全法に基づく事前の許可/届出	環境大臣	・原生自然環境保全地域内、あるいは自然環境保全地域特別地区内/海域特別地区内における工作物設置には、環境大臣の許可が必要。 ・自然環境保全地域普通地区における工作物の設置には、事前の届出が必要。	自然環境保全法第17条(原生)、第25条(特別)、第27条(海域特別)、第27条(普通) 同法施行令第17条(特別地区内許可基準)、第23条(海域特別地区内許可基準)	リストはウェブサイト(http://www.env.go.jp/nature/hozon/index.html)に掲載。詳細については、管轄する地方環境事務所等で確認のこと。		各地方環境事務所
各都道府県の自然環境保全条例に基づく事前の許可/届出	都道府県知事	(都道府県が条例により、自然環境保全法の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることとしているため、都道府県により異なる場合はあるが、概ね下記のとおり) ・自然環境保全地域特別地区内における工作物設置には、都道府県知事の許可が必要。 ・自然環境保全地域普通地区における工作物の設置には、事前の届出が必要。	自然環境保全法第45条、第46条 各都道府県で制定している自然環境保全条例	区域については都道府県で公表。		各都道府県自然環境保全担当部局
自然公園法に基づく事前の許可	環境大臣または都道府県知事	特別地域等内において、工作物の新築等をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。 (工作物の新築については、特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区では原則として許可されない。詳細は自然公園法施行規則第11条参照。)	自然公園法第20条、第21条、第22条 同法施行規則第10条、第11条	各国立公園の区域については環境省及び法定受託事務都県、各国定公園の区域については都道府県で公表している。	風力発電施設の設置については、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成23年3月環境省)、「港湾における風力発電について」(平成24年6月国土交通省港湾局、環境省地球環境局)を参照。	各地方環境事務所 各都道府県

実証フィールド選定要件に関連する各種規制・行政手続き等

1. 事前に確認が必要な行政手続き

項目名	許可申請・届出先、法律上の許可権者等	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
自然公園法に基づく事前の届出	環境大臣または都道府県知事	普通地域内において、その規模が環境省令で定める基準を超える工作物の新築等をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣に対し、国定公園にあっては都道府県知事に対し、届け出なければならない。	自然公園法第33条 同法施行規則第14条	各国立公園の区域については環境省及び法定受託事務都県、各国定公園の区域については都道府県で公表している。	風力発電施設の設置については、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成23年3月環境省)、「港湾における風力発電について」(平成24年6月国土交通省港湾局、環境省地球環境局)を参照。	各地方環境事務所 各都道府県
都道府県立自然公園条例に基づく事前の許可	都道府県知事	特別地域内において、工作物の新築等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。	自然公園法第72条、第73条 各都道府県で制定している自然公園条例	区域については都道府県で公表している。		各都道府県自然公園担当部局 (条例制定の根拠となる自然公園法第72条及び第73条の解釈については、環境省自然環境局国立公園課)
都道府県立自然公園条例に基づく事前の届出	都道府県知事	普通地域内において、その規模が条例で定める基準を超える工作物の新築等をしようとする者は、都道府県知事に対し、届け出なければならない。	自然公園法第72条、第73条 各都道府県で制定している自然公園条例	区域については都道府県で公表している。		各都道府県自然公園担当部局 (条例制定の根拠となる自然公園法第72条及び第73条の解釈については、環境省自然環境局国立公園課)

実証フィールド選定要件に関する各種規制・行政手続き等

2. その他規制や配慮すべき事項

項目名	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
海面利用の事前調整	漁業は、漁業権漁業のほか許可漁業、自由漁業等に分類される。(漁業権漁業以外であっても社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益は漁業に関する権利として扱われる。)風力発電施設の導入にあたっては、地域の漁業者、漁協と発電事業者の間で良好な関係を確立するため、風力発電施設の設置候補海域が想定される早い段階で、海域を利用する漁業者や漁協等と発電事業者が意見交換を始め、漁業者等の理解を得る必要がある。	漁業法第10条、第52条、第65条、第66条等	漁業権の場合、都道府県の公報にて公示	事前の調整・理解を必要とする漁業者には、他地域や他県の漁業者であって当該水域を利用する漁業者を含む。	水産庁 各都道府県
沿岸波浪観測への影響	関連施設を設置する場合、施設設置者は、沿岸波浪観測に影響を及ぼさないか考慮する必要がある。	-	沿岸波浪観測の実施箇所は、ウェブサイト (http://www.data.kishou.go.jp/kaiyou/db/wave/obsdata/usweqm.html)に掲載。		気象庁
港則法に基づく灯火の制限	港則法を適用する海域又はその境界附近において、船舶交通の妨げとなるおそれのある強力な灯火をみだりに使用してはならない。	港則法第36条	港則法を適用する海域については、港則法施行令別表第一のとおり(港則法適用港500港)		各海上保安部
航路標識法に基づく灯火等の制限	みだりに航路標識と誤認される虞がある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。	航路標識法第8条第1項	-		各海上保安部
航路標識法に基づく工事等の制限	関連施設を設置する場合、施設設置者は、既設航路標識の視認性に影響が生じないよう考慮する必要がある。	航路標識法第9条第1項	-		各海上保安部
船舶交通への影響	関連施設を設置する場合、施設設置者は、船舶の航行等に影響を及ぼさないか考慮する必要がある。	-	-		各海上保安部
海域占用許可権限等が及ばない海域における航行安全対策	施設設置に伴い海域の占用許可等が可能な海域とそうでない海域が存在する。占用許可等のスキームがない海域は、特定の船舶の通航を排除することが難しいため、施設設置者は、広大な占用海域を必要とする施設を設置する際は、海洋構築物の周辺海域における船舶の航行安全対策を考慮する必要がある。	-	-	○占用許可等のスキームがある海域 ・海岸法第7条の海岸保全区域 ・港湾法第37条の港湾隣接地域 等	各海上保安部
環境省版レッドリスト	日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたものである。掲載種及びその生息・生育環境に影響が生じないよう十分配慮が必要。	-	乱獲のリスク等の観点から種の分布図は基本的に公開はしていない。	個々の事例について希少種が新たに発見される場合もあるため、専門家等に確認が必要。	環境省自然環境局野生生物課
シギ・チドリ類及びガンカモ類飛来地	全国のシギ・チドリ類の主な渡来湿地やガン・カモ類の主な飛来地等渡り鳥にとって重要な場所で、調査がなされてきている。これら渡り鳥の生息及び生息環境に影響が生じないよう十分配慮が必要。	-	関連ウェブサイト ガン・カモ類の生息調査 http://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html シギ・チドリ類の生息調査 http://www.biodic.go.jp/teiten/teiten_top.html シギ・チドリ類渡来湿地 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=993		環境省自然環境局野生生物課

実証フィールド選定要件に関する各種規制・行政手続き等

2. その他規制や配慮すべき事項

項目名	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き	風力発電事業者や風力発電事業に関わるコンサルタント会社を主な利用者と想定し、鳥類やコウモリ類の保護の観点から、風力発電施設の計画段階から、鳥類等に与える影響を極力軽減できるよう、配慮すべき各種知見・資料、防止策等をとりまとめたものである。	-	-		環境省自然環境局野生生物課
海鳥等に与える影響について	実証フィールド選定の際には、十分調査・検討を行い、海鳥等及びその生息環境に影響(バードストライク等)が生じないよう十分配慮が必要。	-	-		-
漁業者その他の海域利用者や地元の利害関係者等の了解について	関係者との調整にあたっては、対象地域に生息する海鳥類等の専門家や保護団体等にも留意が必要。	-	-		-
重要湿地の保全への配慮	・環境省では、生物多様性保全の観点から重要な湿地を500ヶ所選定している(=「重要湿地」)。工作物の設置等にあたっては、間接的影響も含め、重要湿地の保全に十分配慮願いたい。	-	リストはウェブサイト(http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/)に掲載。詳細については環境省自然環境計画課で確認のこと。		各地方環境事務所
特定植物群落の保全への配慮	環境省では、わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどを「特定植物群落」として選定し、調査をしている。工作物の設置等にあたっては、間接的影響も含め、特定植物群落の保全に十分配慮願いたい。	-	情報図はウェブサイト(http://www.biodic.go.jp/kiso/12/12_toku.html)から閲覧可能。		各地方環境事務所
自然再生事業に対する配慮	自然再生事業が行われている区域については、その実施に十分配慮願いたい。	-	自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施箇所は、ウェブサイト(http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/)に掲載。		各地方環境事務所

実証フィールド選定要件に関連する各種規制・行政手続き等

○参考:実証フィールド選定後に必要な手続き等

項目名	概要	関連条文	関連する地図情報	備考	担当部局
電気事業法に基づく手続き	発電設備及び送電設備等の電気工作物を設置しようとする者は、設置の場所を管轄する産業保安監督部に対して、電気事業法上の諸手続きをしなければならない。	電気事業法第42条、第43条、第48条	電気に関する産業保安監督部の管轄区域については、各電力会社の供給区域に基づき、経済産業省組織規則に定められている。 なお、工事計画届出によって設備が設置される位置を経済産業省として把握できるが、公表はしていない。	届出の様式や添付書類等については、電気事業法施行規則を参照のこと。	各地方産業保安監督部等
環境アセスメント	出力10,000kW以上の洋上風力発電設備を設置しようとする者は、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境アセスメントを行わなければならない。 なお、出力7,500kW以上10,000kW未満のものについては、環境アセスメントを行うかどうかについての簡易的な判定の手続きが必要。	環境影響評価法 電気事業法第3章第2款の2	なし。手続きは、全て経済産業省本省で行う。 なお、平成25年度より配慮書手続きが追加されるが、これにより事業の計画段階で設備の設置位置が公表されることとなる。	より詳細な手続きや評価項目等については、環境影響評価法施行令・施行規則、電気事業法施行規則及び発電所アセス省令(略称)を参照のこと。	各地方産業保安監督部等